

新型コロナウイルスの対応について（第 42 報）

2022 年 1 月 20 日

「まん延防止等重点措置」適用に伴う在宅勤務等について

政府は1月19日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、1都12県に対して「まん延防止等重点措置」を適用することを決定しました。期間は1月21日から2月13日までとなります。

当社は今回の決定を受け、本社、東京地区および九州支店において1月21日から2月13日まで業務等を継続することを前提とした在宅勤務を実施します。

【在宅勤務を実施する地区】

- ・本社
- ・東京地区
- ・九州支店

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。